

農林水産物等輸出倍増推進事業（新規）  
（農林水産物等輸出倍増重点推進対策）

1．趣旨

アジア諸国の経済発展に伴う所得の向上などにより、我が国の高品質で安全な農林水産物等の輸出を拡大する機会が到来している。この機を捉え、攻めの農政の重要な柱のひとつとして、内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部においては、農林水産物等の輸出金額を今後5年間で倍増する輸出拡大目標が設定されたところであり、この目標達成に資するため、果実、水産物等の今後輸出拡大が期待される特定品目について明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする事業体の輸出拡大プロジェクトを支援することにより、我が国農林水産物・食品の輸出拡大を加速化する。

2．事業内容

(1) 海外輸出環境調査

事業実施主体が取り扱う産品について、海外の流通業界を中心とした市場調査、一般消費者を対象とした嗜好・文化・風習・消費動向等調査。

(2) 海外輸出環境整備

海外の関係団体等に対し、取扱い産品を使用した日本食等を認知させ、海外での販売促進の協力を得る。また、輸出先国の植物検疫等に適合した生産地域の環境整備等により、輸出の定着化を図る。

(3) 海外販売促進活動

百貨店等における販売活動、レストランにおける日本食フェアの開催、効果的な広報活動により、取扱い産品の販売量の拡大を図る。

3．事業実施主体

民間団体 等

4．平成18年度概算決定額

300,000(0)千円

5．事業実施期間

平成18年度～平成21年度

6．補助率

1/2以内

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税課〕